解散公告

当社は、平成二十二年六月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月二十五日

京都市左京区八瀬近衛町六一一番地

有限会社キタケン

清算人　北　健作

解散公告

当社は、平成二十二年六月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月二十五日

京都市中京区東洞院通六角上る三文字町二一九番地

有限会社水田花器店

代表清算人　水田　啓次

解散公告

当社は、平成二十二年六月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月二十五日

神戸市垂水区南多聞台六丁目六番一六号

協栄装飾株式会社

代表清算人　長谷川　健

解散公告

当社は、平成二十二年五月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月二十五日

奈良県大和高田市曽大根一丁目一二番一号

株式会社光勇建設

代表清算人　髙橋　智文

解散公告

当社は、平成二十二年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月二十五日

広島県安芸郡海田町日の出町三番三号

株式会社マコトコーポレーション

代表清算人　仁井　賢治

解散公告

当社は、平成二十二年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月二十五日

福岡市早良区藤崎一丁目二二番六号

坂本商事有限会社

清算人　坂本　英雄

同　坂本　英彦

解散公告

当社は、平成二十二年六月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月二十五日

福岡市南区中尾二丁目四三番一八号

有限会社イーバス

代表清算人　行徳みづ江

解散公告

当組合は、平成二十二年五月十八日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月二十五日

宮崎県小林市細野一九〇六番地

本町商店街振興組合

代表清算人　小笠原俊治

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年五月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月二十五日

兵庫県西宮市神楽町六番五号

特定非営利活動法人ハートリンク・刺しゅう普及振興の会

清算人　太田　貞子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年三月二十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年六月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月二十五日

札幌市中央区宮の森一条一八丁目一番三五―一

特定非営利活動法人シビックメディア

清算人　牧野　絵里

解散公告（第二回）

宗教法人「聞入寺」は、平成二十二年五月二十日責任役員会決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年六月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十二年六月二十五日

愛知県額田郡幸田町大字久保田字上の山五四番地

宗教法人聞入寺

清算人　芦谷　文成

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年五月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年六月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月二十五日

滋賀県犬上郡多賀町大字多賀一六三四番地一

特定非営利活動法人コラボの会

清算人　橋本　泰典

解散公告（第二回）

当法人は、建物区分所有法六十五条に規定する付属施設が団地建物所有者の共有でなくなったため、平成二十年九月二十九日解散しました。当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年六月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月二十五日

沖縄県国頭郡恩納村字名嘉真二二八八番地の二九四

希望ヶ丘団地管理組合法人

代表清算人　上地　健

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年六月六日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年六月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月二十五日

青森県十和田市大字深持字山ノ下一一番地

農事組合法人深持下平組合

清算人　中野渡美喜

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年六月六日開催の通常総会の決議により同日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年六月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月二十五日

岩手県盛岡市上ノ橋町七番六三番地

社団法人白梅会

代表清算人　赤澤　典子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年五月九日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年六月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年六月二十五日

東京都杉並区上荻四―二四―一八

特定非営利活動法人東京都身体障害者自動車協会

清算人　竹村　清雄